

2011年7月から9月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2011/7/1	精密調査地区選定上の考慮事項作成に係る基礎資料整備(その3)	2011.7.1 ~ 2012.3.16	1式	ダイヤコンサルタント・大林組基礎資料整備共同体	18,900,000	
2011/7/12	人工バリアシステムの長期的な挙動の把握に関する技術課題の検討(その3)	2011.7.12 ~ 2012.3.23	1式	原安協・太平洋・間組技術課題検討共同体	40,101,600	
2011/7/25	地層処分施設に対する地震動評価、耐震性評価手法に関する検討(2011年度)	2011.7.25 ~ 2012.3.16	1式	清水建設(株)	39,900,000	
2011/7/25	地層処分事業の安全確保に係る予備的検討	2011.7.25 ~ 2012.3.23	1式	日揮・東電設計・ダイヤコンサルタント・鹿島建設・クインテッサジャパン予備的検討共同体	80,850,000	
2011/7/26	天然事象の超長期評価に関する検討(その3)	2011.7.26 ~ 2012.3.19	1式	(株)大林組	45,255,000	契約変更:39,375,000円→45,255,000円
2011/8/1	地下水流動および物質移行評価手法の高度化(2011年度)	2011.8.1 ~ 2012.3.16	1式	大成建設(株)	19,425,000	
2011/8/2	第二種特定放射性廃棄物処分に関する設計課題の検討(2011年度)	2011.8.2 ~ 2012.3.23	1式	鹿島・日揮・三菱マテリアル・原環センター設計課題検討共同体	39,900,000	
2011/8/4	概要調査における生物圏評価のガイドライン等の整備(2011年度)	2011.8.4 ~ 2012.3.16	1式	日本エヌ・ユー・エス(株)	17,409,000	
2011/8/4	断層の水理特性の調査・評価手法に関する検討(その4)に係る調査・解析	2011.8.4 ~ 2012.3.16	1式	(財)電力中央研究所	29,925,000	
2011/8/11	地層処分の技術的信頼性構築に向けた効果的な対話活動に係る検討	2011.8.11 ~ 2012.3.16	1式	(株)テプコシステムズ	11,970,000	
2011/8/11	PEMシステムの高度化検討(その1)	2011.8.11 ~ 2012.3.19	1式	清水・IHI・クインテッサ・原環センター高度化検討共同体	5,040,000	
2011/8/11	第二種特定放射性廃棄物の地層処分の安全性に関する検討	2011.8.11 ~ 2013.3.15	1式	日揮・鹿島建設・クインテッサ・三菱マテリアル安全性検討共同体	92,400,000	契約金額は2ヶ年度分

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2011/8/8	2011年度マス媒体広告に係る効果測定の実施	2011.8.8 ~ 2012.3.31	1式	(株)環境風土テクノ	4,095,000	一般競争入札を実施した結果、落札者がなく、又全入札者が再度の入札を辞退したため、改めて指名競争入札を実施

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2011/7/8	精密調査における調査・試験手法の検討(その1)	2011.7.8 ~ 2012.3.19	1式	Nagra(スイス放射性廃棄物管理協同組合)	202,212.5CHF(19,412,000)	技術協力協定に基づく共同研究()内契約額は契約時の為替相当額による換算額
2011/7/12	会計予算システムの改修	2011.7.12 ~ 2011.9.30	1式	(財)日本システム開発研究所	8,000,000	会計規程第21条第4項第1号及び契約細則第52条第1項第2号
2011/9/30	2011年度メディアトレーニング業務委託の実施	2011.9.30 ~ 2011.11.30	1式	(株)電通	4,977,000	会計規程第21条第4項第1号及び契約細則第52条第1項第2号

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。